



性暴力の被害者、加害者、傍観者を生まないために

鳥取県性暴力被害者支援協議会「出前講座」について

「まさか、自分の身近で性暴力被害がおこるなんて…」日々生活の中で、“性暴力”を意識することは少ないかもしれません。

内閣府調査では、男女問わず約21人に1人が無理やりに性交等された経験があると回答しています。鳥取県でも全国と同程度被害は起こっており、都会だけの話ではありません。

また、性暴力被害にあわれた方の約3割は、18歳未満の子どもです。

しかし、性暴力に対する間違った思い込みや偏見が無意識に私たちの中に刷り込まれているため、周囲の言動に被害者がさらに傷つけられる現状があります。安心して相談することができず、何年、何十年とつらさを一人で抱えられる場合もあります。



性暴力の被害者、加害者、傍観者を生まない社会を作るために
は、大人も子どもも正しい知識やスキルを身につける学びの機会を
繰り返しもうけることが大切です。あなたの地域、職場で研修会を開催してみませんか？



1 対象者 県民一般、行政職員、企業

※幼児(4歳頃～)、児童・生徒(小学校～高校)、保護者、教職員を対象とした学習会も行っています。

2 実施時期 年間を通して実施しています。日程調整のため、早めにご相談ください。

3 学習内容

性暴力について専門の研修を受けた事務局職員が、皆様の元へお伺いし、実施します。
内容については、「講演会形式」「講演会+グループ討議形式」「参加型学習(ワークショップ)形式」などご相談に応じます。

«講座内容例»

- ・性暴力とは(性暴力の定義、性的人権、同意とはなにか)
- ・性暴力被害の実態
- ・性暴力被害後の心と体におこること
- ・二次被害について
- ・性暴力被害が起きた時の周囲の対応(友人知人、家族、保護者、教職員等)
- ・組織としての対応(教育現場、職場などで求められる必要な対応)
- ・性暴力被害者支援センターとつどり(クローバーとつどり) 支援内容について など

4 経費 基本的に謝金はいただいておりません。交通費のお支払いをお願いします。

5 実施主体 鳥取県性暴力被害者支援協議会

私たちは、鳥取県をはじめ関係機関・団体が協力して、性暴力被害にあわれた方を支援する「性暴力被害者支援センターとつどり(クローバーとつどり)」を運営し、被害直後から相談を受け、支援活動を行っています。

6 申込／お問合せ先 鳥取県性暴力被害者支援協議会事務局

電話:0857-32-8211(平日 9:00～17:00)

E-mail:jimukyoku@sar-tottori.org

